⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者となるべき者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Naoyuki Sumida Director General of Chugoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Patrol car 3 units
⑷　Delivery period : 180 days from the next day of the contract day
⑸　Delivery place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,
②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3-2 or 3-3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,
③　have proven to have prepared a system to provide rapid sale service and maintenance for the products concerned,
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 15 April 2014 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 14 April 2014)
⑻　Time-limit for tender : 4 : 00 P.M., 23 May 2014
⑼　Contact point for the notice : Takashi Nishida Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Chugoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 2―26―1 Midorii, Asaminami-ku, Hiroshima City, Hiroshima Prefecture 731―0103 Japan TEL 082―831―4441

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年3月26日
支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　石垣港（浜崎地区）係留施設（プラットホーム部）工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　受注者任意の製作工場
⑷　工事内容　別冊図面及び別冊仕様書のとおり
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年3月20日まで
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
　なお、業務委託料がある場合、業務委託料も含めて提出すること。
⑿　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う試行工事である。
⒀　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち「港湾等鋼構造物工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における港湾等鋼構造物工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,100点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については1,100点以上であること。
⑸　技術提案に関わる施工計画（標準案）が適正であること。
⑹　平成10年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
1）単体及び特定ＪＶの代表者は、下記の①、②いずれかの施工実績を有すること。
①　100ｔ／基以上のジャケット式海上構造物を製作した工事
②　100ｔ／基以上の鋼橋上部を製作した工事（海上橋に限る。）
2）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記の①、②いずれかの施工実績を有すること。
①　ジャケット式海上構造物を製作した工事
②　鋼橋上部を製作した工事（海上橋に限る。）
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず1名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。
1）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
2）平成10年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。